

松山市子ども・子育て会議における部会設置について（案）

1. 設置

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、松山市子ども・子育て会議条例（平成25年松山市条例第28号）第8条第1項の規定に基づき、以下の部会を置く。

- （1）教育・保育部会
- （2）地域子育て部会

「松山市子ども・子育て会議条例（抜粋）」
（部会）

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

但し、事業計画任意記載事項については、記載する場合のみ検討するものとする。

（1）教育・保育部会

【事業計画必須記載事項】

- ①学校教育・保育の量の見込み
- ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業計画任意記載事項】

- ⑦産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 地域子育て部会

【事業計画必須記載事項】

①地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業計画任意記載事項】

- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

3. その他

- (1) 部会は原則公開とする。
- (2) 部会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- (3) 部会の決議は、これをもって会議の決議とする。
- (4) 部会長が欠けたとき等は、副部会長が職務を代理する。
- (5) 部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

●子ども・子育て支援新制度施行までのスケジュール

平成26年

月	国	松山市	松山市子ども・子育て会議 専門部会		事業者
1	子ども・子育て会議 (随時開催)				
2					
3	基準政省令公布		第3回会議		
4	公定価格骨格、 仮単価提示				
5			第4回会議	第1回 専門部会	利用実態調査
6		①支給認定基準 ②認可基準 ③運営基準 ④幼保連携型認定こども園 の認可に関する合議体 に関する条例等の制定		第2回 専門部会	
7				第3回 専門部会	意向確認
8				第4回 専門部会	
9		⑤費用・利用者負担 ⑥放課後児童クラブ 設備運営基準 に関する条例の制定 松山市子ども・子育て 支援事業計画 中間とりまとめ	第5回会議		
10					
11		パブリックコメント			
12					
1			第6回会議		
2			答 申		
3		松山市子ども子育て支援事業 計画書の提出(県)			